

No.	項目	質問	回答
1	電子契約一般	PDFファイルが原本という事ですが、書類データのファイルを電子状態でコピーすれば原本が複数になるということでしょうか。	厳密には「クラウドサーバー上に格納されたデータ」が原本と位置づけられますが、ダウンロードしたデータも「原本と同一の法的効力」を有します。これは、デジタルデータは物理的な紙と異なり、複製(ダウンロード)しても原本性を証明する情報(電子署名やタイムスタンプ)が一切劣化・変化せず、完全な同一性を保てるためです。したがって、ダウンロードしたファイルを原本と同一の法的効力を有するものとして扱って問題ありません。
2	運用	電子契約を導入した場合、契約日はどのように決定されるのでしょうか。最終承認者が承認した日が契約日になるのでしょうか。	「契約日」は、従来どおり、契約書の右下に記載している日付となります。なお、木更津市では、事業者様の最終承認者が承認した日が、電子署名・タイムスタンプの付与日となりますが、契約日とタイムスタンプのズレを許容する運用となります。また、契約書の内容を運用に合わせたものに変更する予定です。
3	運用	開始日以降に契約書を締結することとなった場合、電子契約で弊害はないのでしょうか。	2の回答と同様、問題ございません。
4	運用	他官公庁より受注した案件で、指定日に合意(サイン)してほしいと指示されたことがあるのですが、そういった事は予定されていますでしょうか。	そういった事はございません。
5	運用	工事監査の委託契約をしていますが、契約額は30万円以内です。この場合は電子契約は可能でしょうか。	おそらく一般委託とお見受けされますが、現在のところ電子入札の対象ではないため、電子契約は行えません。
6	運用	「電子契約利用申出」申請について、メールアドレスが1つしかない場合、最終承認者の欄に代表者のメールアドレス、氏名、役職を記入していただき、担当者の方が別にいる場合は、確認者の欄に氏名のみを記入してください。代表者と担当者が同一の場合は、最終承認者の欄のみを記入してください。	メールアドレスが1つしかない場合、最終承認者の欄に代表者のメールアドレス、氏名、役職を記入していただき、担当者の方が別にいる場合は、確認者の欄に氏名のみを記入してください。代表者と担当者が同一の場合は、最終承認者の欄のみを記入してください。
7	運用	契約書の確認者に指定はありますか。	指定はございません。事業者様の運用形態は様々と考えますので、判断はお任せいたします。ただ、従来の紙の契約を交わすことと内容は変わらないことをご承知のうえで、担当者様、最終承認者様を選定いただければと考えます。
8	機能	受取側の担当者のメールアドレスは受信設定のみのメーリングリストでも可能ですか？	ご利用可能です。
9	運用	メール確認漏れ防止の為、クラウドサインからの「書類確認依頼メール」や「合意締結完了メール」を、担当者と最終承認者以外(クラウドサインで署名を行わない者)複数人に送ることは可能ですか。	担当者と最終承認者以外の方を追加して送信することは予定しておりません。事業者様側で、自動転送機能をご活用いただくなどのご対応をお願いします。
10	運用	電子契約と紙契約を必要に応じて使い分けることは可能ですか。	可能です。
11	運用	クラウドサイン以外の電子契約サービスも利用可能ですか。	ご利用できません。

No.	項目	質問	回答
12	運用	契約書に訂正や差し替えが必要となった場合は、どのように対応すればよいでしょうか。	<p>電子契約では、紙契約書での訂正や差し替えのように、契約書データに対して訂正・加削等を行うことはできません。 また、契約書に誤りがあった場合の対応方法は、「締結完了前」と「締結完了後」で異なります。</p> <p>誤りを発見された場合は、まずは木更津市までお問い合わせください。</p> <p>【送信後、契約締結完了前の場合】 一度送信した書類でも、締結完了前であれば送信を「取り消し」することができます。ただし、送信した書類自体の訂正は一切できないため、取り消し後は、修正した内容で改めて書類を作成いただき、送信し直していただくこととなります。 (参考)ヘルプセンター 送信済み書類を取り消す https://help.cloudsign.jp/ja/articles/1058039</p> <p>【契約締結完了後の場合】 一度合意締結した書類の訂正は一切できません。 締結完了後に訂正が必要となった場合は、以下のいずれかの方法で対応することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな契約の締結 過去の契約を無効にするなどの文言を追記した上で、訂正した内容の契約を再度クラウドサインで新規作成し締結する ・訂正の覚書を締結 元の契約書の訂正する内容の覚書をクラウドサインで締結する (参考)ヘルプセンター 締結済みの書類を修正・解除したい https://help.cloudsign.jp/ja/articles/1062196
13	運用	市から提示される契約書に対し、受注者側から付随(補足)する別途契約を締結したい場合の対処方法について教えてください。	案件ごとに、木更津市へご相談ください。
14	機能、運用	合意締結証明書はどのようにして入手できるでしょうか。	クラウドサインにアカウント登録いただくことで、ご自身でダウンロード可能となります。フリープランでもご利用可能です。
15	機能	契約締結時のなりすましやメールの誤記等による間違いにはどのような対策が必要でしょうか。	<p>・「メールアドレスの持ち主のみが受信メールを見られる」という前提に基づき、そのメールに記載されたURLから書類にアクセスした人は受信者本人とみなされます。そのため、メールアドレスの持ち主ではない者が受信メールを見て勝手に同意操作を行うことがないように、メールボックスへのアクセス管理(ログインID、パスワード等の管理等)を適切に行う必要があります。</p> <p>・また、ドメインに誤りのないメールアドレスの場合、誤ったメールアドレスでも送信されますので、「電子契約利用申出」の申請手続きに当たっては誤入力がないようご注意ください。</p> <p>なお、存在しないメールアドレスに送信した場合など、メールを送信したが送信先になんらかの理由で届かず、不達となった場合は、それを通知するメールが送信されます。 (参考)送信失敗の返送メールが届いた場合 https://help.cloudsign.jp/ja/articles/1074121</p>
16	プラン	クラウドサインで契約締結するにあたり、アカウント登録は必要ですか。	送付される書類に対し受け手として合意をするのみであれば、アカウント作成は不要です。
17	プラン	クラウドサインにアカウント登録なしで利用する場合と、アカウント登録しフリープランで利用する場合の違いを教えてください。	<p>送付される書類に対し受け手として合意をするのみであれば、アカウント作成なしでも利用できます。</p> <p>一方で、アカウント登録いただくと、受け手としての合意だけでなく、サービス上で契約書データの保存ができ、契約書や「合意締結証明書」のPDFデータをいつでもダウンロードできます。 また、自ら契約書を送信することも可能です(フリープランの場合、送信可能数には月上限あり)。 詳細は以下をご覧ください。 https://help.cloudsign.jp/ja/articles/354463</p>

No.	項目	質問	回答
18	その他	<p>当社ではISO27001を導入していますが、フリープランで当社のISO27001の要件を満たせるでしょうか。</p> <p>また、有料プラン内のサービスを使わないと当社のISO27001の要件を満たせない場合に、有料プランを利用するか、当社のISO27001を電子契約に適合する形で再規定するか、どちらが適切でしょうか。</p>	<p>ISO27001の要件は、認証を取得されている各企業様が自社の状況に応じて独自に定めるものであり、その要件を満たすかどうかの判断は、要件を定めた側(お客様)にしかできません。</p> <p>そのため、こちらから「有料プランを契約すべきか」「ISO27001を電子契約に適合する形で再規定すべきか」についての見解を示すことはできかねます。</p> <p>なお、検討に当たって具体的に確認されたい機能がある場合は、以下よりお問い合わせください。</p> <p>https://cs.cloudsign.jp/contact-government-private-business</p> <p>また、弊社のサービス関連資料として以下をご案内いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティホワイトペーパー: https://www.cloudsign.jp/pdf/cloudsign-security-whitepaper.pdf ・ITセキュリティガイド: https://www.cloudsign.jp/guide/security ・プラン別機能比較: https://help.cloudsign.jp/ja/articles/3235931?ttr=c3cb0cfcc0dbada70bfe48b1cb34a046tc11769669681050 <p>補足ではありますが、クラウドサイン自体がISO27001 (ISMS)認証を取得していることも申し添えます。</p>
19	メリット	<p>説明自体は理解出来たと思いますが、結局契約に関する他の書類は従来の紙で作成し押印の上、契約検査課に提出する事になると言うのであれば、契約書本体の袋とじの手間と印紙代が不要になるだけと言う解釈でよろしいのでしょうか？</p>	<p>解釈のとおりです。</p> <p>将来的には、契約書以外の提出書類(契約保証、着手届など)についても電子化を進めていく予定です。</p>
20	運用	<p>入札をする前の段階で、電子契約で契約締結をするための覚書を締結することは可能ですか。</p>	<p>覚書の締結はできません。</p>